

様式第1号

番 号
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請団体の所在地
申請団体の名称
申請団体の代表者の氏名

令和 年度フィットテスト測定機器等購入補助金交付申請書

フィットテスト測定機器等購入補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり補助金の交付方申請します。

記

- | | |
|---|-------------------------|
| 1 | 補助事業の目的 |
| 2 | 補助事業の内容（別添補助事業実施概要のとおり） |
| 3 | 補助事業に要する総経費 |
| 4 | 補助対象経費 |
| 5 | 補助金交付申請額 |
| 6 | 補助事業に要する総経費の配分（別紙） |

添付書類

- (1) 補助金の交付を受けようとする補助事業実施概要
- (2) 補助金の交付を受けようとする事業年度の補助事業収支予算書（別紙2）

様式第1号（別紙）

令和 年度フィットテスト測定機器等購入補助金交付申請額内訳書

科目	補助事業に要する総経費	補助対象経費	補助金の額	備考
1 間接補助金	千円	千円	千円	
2 事務費				
(1) 広報・個別相談業務				
(2) 補助金審査等業務				

補助金所要額①

消費税仕入控除税額②

補助金額 (①-②)

※非対象科目は記載不要

円 但し、消費税仕入控除税額
が明らかでない場合には記
入する必要はない。

様式第2号

番 号
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者の所在地
補助事業者名
補助事業者の代表者の氏名

令和 年度フィットテスト測定機器等購入補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けたフィットテスト測定機器等購入補助金に係る事業の実施について、補助事業及び補助金の変更交付を別紙のとおり受けたいので、フィットテスト測定機器等購入補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 変更の内容及びその理由
- 2 変更する経費及びその算出の基礎
- 3 変更後の経費の配分 別紙のとおり
- 4 交付を受けようとする補助金の額

既申請額	円
変更申請額	円
差額	円

番号
令和 年 月 日

令和 年度フィットテスト測定機器等購入補助金
交付 決定通知書

所在地
名称
代表者

令和 年 月 日付け 第 号（以下「申請書」という。）をもって申請のあった令和 年度フィットテスト測定機器等購入補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知する。

令和 年 月 日

厚生労働大臣

記

1 この補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行うフィットテスト測定機器等購入補助金（間接補助金）とし、その内容は申請書記載のとおりとする。

2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	千円
補助対象経費	千円
補助金の額	千円

(内訳)別紙のとおり

3 補助事業に要する経費の配分、この配分された経費の額に対応する補助金額に対応する補助対象経費の額及び補助金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりである。

4 補助金の確定額は、補助対象経費の区分ごとの実績額と配分経費に対応する補助金の額(変更されたときは変更後の額)とのいずれか低い額の合計額とする。

5 補助事業者は、この補助事業を遂行するに当たり、補助金に係る法令及び交付要綱に従わなければならないほか、交付要綱別表のそれぞれの事業区分毎の補助金については、他の経費に流用し、又は他の経費より流用してはならない。

6 補助金に係る消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。

7 その他

※ フィットテスト測定機器等購入補助金は、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 22 条の 3 第 1 項による寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断している。

補助対象経費及び補助金の額

科目	補助事業に要する総経費	補助対象経費	補助金の額	備考
1 間接補助金	千円	千円	千円	
2 事務費				
(1) 広報・個別相談業務				
(2) 補助金審査等業務				

補助金所要額①

円

但し、消費税仕入控除税額

消費税仕入控除税額②

円

が明らかでない場合には記

補助金額（①-②）

円

入する必要はない。

※非対象科目は記載不要

番号
令和 年 月 日

令和 年度フィットテスト測定機器等購入補助金
変更交付決定通知書

所在地
名称
代表者

令和 年 月 日付け 第 号（以下「申請書」という。）をも
って申請のあった令和 年度フィットテスト測定機器等購入補助金について
は、フィットテスト測定機器等購入補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）
第6条第1項の規定により、令和 年 月 日付け 第
号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

令和 年 月 日

厚生労働大臣

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付
け第 号変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。
- | 変更前補助事業に要する経費 | 金 | 円 | 変更前補助金の額 | 金 | 円 | | | |
|---------------|---|---|----------|---|---|---|---|---|
| 変更後補助事業に要する経費 | 金 | 円 | 変更後補助金の額 | 金 | 円 | | | |
| 増 | 減 | 額 | 金 | 増 | 減 | 額 | 金 | 円 |
- 3 補助対象経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、
令和 年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のと
おりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年
法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭
和 30 年政令第 255 号）及び交付要綱に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期
限は令和 年 月 日とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱第 5 条第 2 項
において準用する第 4 条第 2 項ただし書の定めるところにより算定されてい
る場合は、補助金の額の確定又は消費税等の申告後において精算減額又は返還
を行うこととする。
- 7 令和 年度フィットテスト測定機器等購入補助金は、政治資金規正法第 2
2 条の 3 第 1 項による寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るも
ののその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断する。

番号
令和 年 月 日

官署支出官 厚生労働省労働基準局長 殿

補助事業者の所在地

補助事業者名

補助事業者の代表者の氏名

補助金概算払請求書

金 円

ただし、令和 年度フィットテスト測定機器等購入補助金（第 四半期分、
月分補助金）として上記金額を請求いたします。

番
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者の所在地
補助事業者名
補助事業者の代表者の氏名

令和 年度フィットテスト測定機器等購入補助金計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けたフィットテスト測定機器等購入補助金の計画を下記のとおり変更したいので、フィットテスト測定機器等購入補助金交付要綱第9条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響

注1 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1号の別添補助事業実施概要に変更後の内容を記載して添付すること。

2 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第1号の別紙に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

番号
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者の所在地
補助事業者名
補助事業者の代表者の氏名

令和 年度フィットテスト測定機器等購入補助金
中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け番号をもって交付決定された補助事業を下記
により中止(廃止)したいので御承認下さい。

記

- 1 中止(廃止)期日
- 2 中止(廃止)するに至った理由
- 3 添付書類名

様式第 8 号

番 号
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者の所在地
補助事業者名
補助事業者の代表者の氏名

令和 年度フィットテスト測定機器等購入補助金実施状況報告書

フィットテスト測定機器等購入補助金交付要綱第 10 条により、令和 年度
月から 月までの事業の実施状況を別紙のとおり報告します。

番 号
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者の所在地
補助事業者名
補助事業者の代表者の氏名

令和 年度フィットテスト測定機器等購入補助金実績報告書

フィットテスト測定機器等購入補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、
令和 年度の事業の実績を別添のとおり報告します。

別添

- 1 事業概況報告書
- 2 補助金精算報告書
- 3 収支状況報告書
(※補助金以外の収入を伴う事業の場合)

番 号
令和 年 月 日

令和 年度フィットテスト測定機器等購入補助金
確定通知及び返還命令書

補助事業者の所在地
補助事業者名
補助事業者の代表者の氏名

令和 年 月 日付け をもって報告のあったフィットテスト測定機器等購入補助金実績報告書について、フィットテスト測定機器等購入補助金交付要綱第 14 条第 1 項及び当該補助金交付条件等に基づき審査した結果、下記のとおり交付額を確定したので通知する。

なお、確定額を超えて既に交付されている補助金については、同要綱第 14 条第 2 項から第 4 項までの規定により、令和 年 月 日までに返還を命ずる。

令和 年 月 日

厚生労働大臣

記

1 既交付額	円
2 確定額	円
3 返還額	円

番 号
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者の所在地
補助事業者名
補助事業者の代表者の氏名

令和 年度消費税額の額の確定に伴う報告書

フィットテスト測定機器等購入補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1 補助金額(交付要綱第 14 条による額の確定額)	円
2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額	円
3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額	円
4 補助金返還相当額(3 - 2)	円

注)別紙として積算の内訳を添付すること。

番 号
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者の所在地
補助事業者名
補助事業者の代表者の氏名

令和 年度フィットテスト測定機器等購入補助金に係る財産処分承認申請書

令和 年度において、フィットテスト測定機器等購入補助金により取得した設備の財産処分を行いたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の区分
- 2 処分の内容
- 3 処分の理由
- 4 取得財産の概要
 - (1) 設備の名称
 - (2) 設備の設置者（事業主体）の名称
 - (3) 施設の所在地
 - (4) 事業費
 - (ア) 国庫補助金 円
 - (イ) 補助事業者負担金 円
 - (ウ) その他 円

5 処分の概要

- (1) 処分しようとする相手方
- (2) 処分しようとする財産の範囲

(処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。)
- (3) 処分の期間
- (4) 処分の条件

(無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費（維持管理費を含む。）見込額又は厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年会発第0417001号）に定める額を記入する。)